

# ■ 岩手県景観計画の手引き ■



岩手県

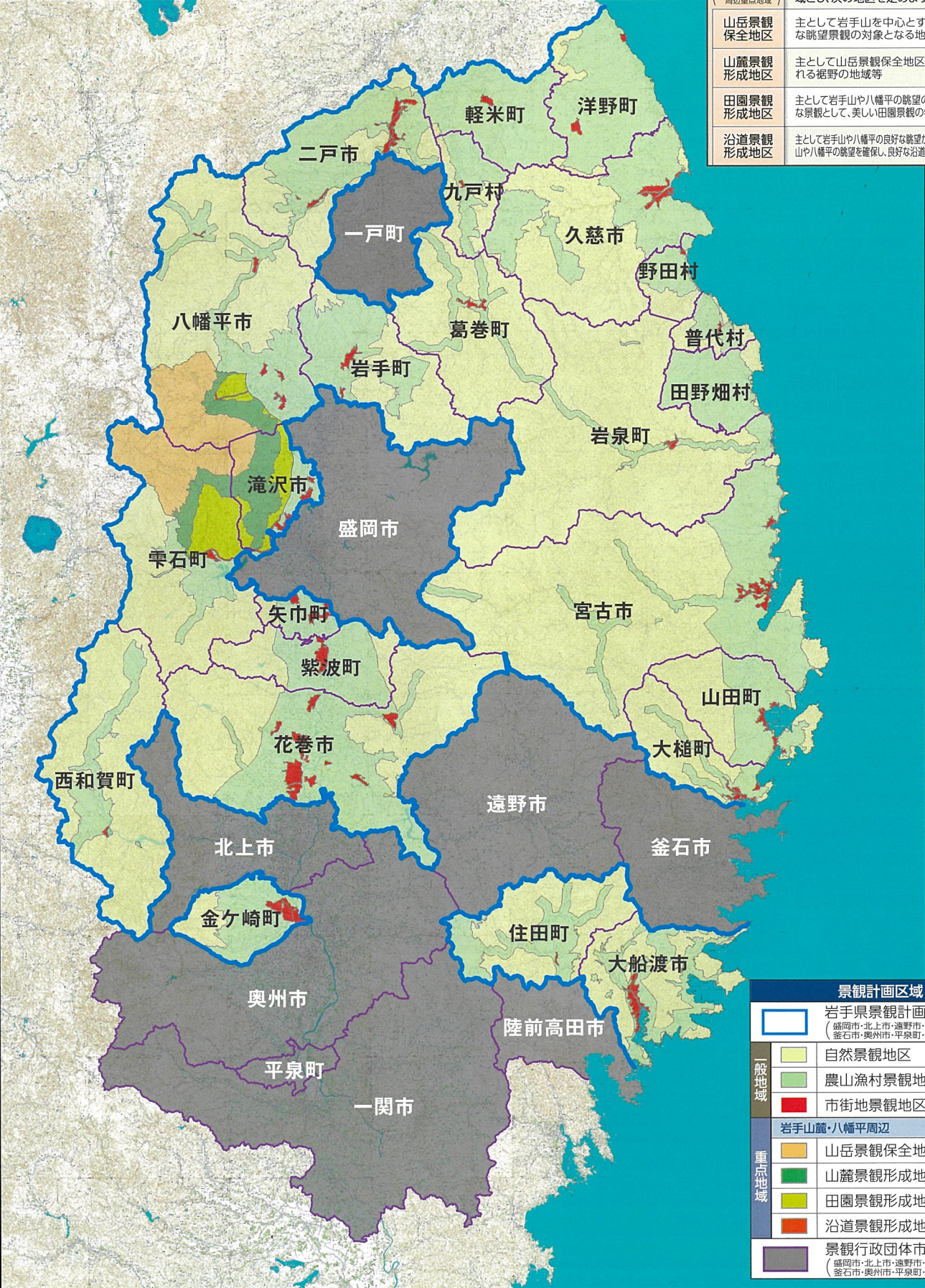


# ■ 景観計画区域と区域区分

岩手県景観計画が適用される範囲は、岩手県の全域を景観計画区域(中核市である盛岡市及び景観法第7条第1項ただし書の規定により景観行政団体となった市町村の区域を除きます。)とします。また、景観計画区域内を景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

区域	区域の特性
一般地域	重点地域を除く全域を一般地域とし、次の地区を定めます。
自然景観地区	主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等
農山漁村景観地区	主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等
市街地景観地区	主として商業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等
重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域)	県を代表する自然景観を持つ岩手山麓・八幡平周辺の地域を岩手山麓・八幡平周辺重点地域とし、次の地区を定めます。
山岳景観保全地区	主として岩手山を中心とする山岳部で、良好な眺望景観の対象となる地域等
山麓景観形成地区	主として山岳景観保全地区と一体的に眺望される裾野の地域等
田園景観形成地区	主として岩手山や八幡平の眺望の前景を構成する重要な景観として、美しい田園景観の特性を有する地域等
沿道景観形成地区	主として岩手山や八幡平の良好な眺望が得られる地点として、岩手山や八幡平の眺望を確保し、良好な沿道景観特性を有する地域等

※景観行政団体市町(H31.3月現在)：盛岡市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町、一戸町



景観計画区域	
	岩手県景観計画区域 (盛岡市・北上市・遠野市・一関市・陸前高田市・釜石市・奥州市・平泉町・一戸町を除く)
	自然景観地区
	農山漁村景観地区
	市街地景観地区
	岩手山麓・八幡平周辺
	山岳景観保全地区
	山麓景観形成地区
	田園景観形成地区
	沿道景観形成地区(沿道両側30m)
	景観行政団体市町 (盛岡市・北上市・遠野市・一関市・陸前高田市・釜石市・奥州市・平泉町・一戸町)

凡例

# 岩手県景観計画 届出対象行為

## 一般地域

※適用除外行為等の詳しい内容は、岩手県景観計画をご覧ください。(ホームページよりダウンロードできます。)

区 分	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
<b>1</b> 建築物の新築又は移転	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 13m (2) 軒高 9m (3) 延べ床面積 1,000㎡
<b>2</b> 建築物の増築又は改築	(1) <b>1</b> の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア.当該行為に係る床面積の合計が200㎡ イ.当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の2割 (2) 当該行為により、 <b>1</b> の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築
<b>3</b> <b>1</b> の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更前の屋根の面積の2割を超えるもの 又は外壁の面積の2割を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
<b>1</b> 工作物の新設又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転	
① 煙突、排気塔その他これらに類するもの ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの ③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設 ⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑥ 自動車車庫の用途に供する施設 ⑦ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設 ⑧ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの ⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ13m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、 地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m ) 又は築造面積1,000㎡
⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m
⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの (その支持物を含む。)	高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは、10m)
⑫ 空中線系(その支持物を含む。)	高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)15mを超えるもの
⑬ 自動販売機(自然景観地区において、屋外に設置されるものに限る。)	高さ1m
<b>2</b> 工作物の増築又は改築	(1) <b>1</b> の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア.当該行為に係る築造面積が200㎡ イ.当該行為に係る築造面積が、当該増築又は改築前の築造面積の2割 (2) 当該行為により、 <b>1</b> の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築
<b>3</b> <b>1</b> の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更前の面積の2割を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m (2) 面積3,000㎡
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ5m (2) 面積1,000㎡
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 面積3,000㎡ (2) 生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m

※特定届出対象行為：届出対象行為のうち、建築物及び工作物にかかる行為は、特定届出対象行為となります。特定届出対象行為は、形態意匠について変更命令の対象となります。

# 景観形成基準

- 景観計画では、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに景観形成基準を定めています。県は届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告を行います。(特定届出対象行為にあっては、形態意匠の変更命令等を行うことがあります。)
- 届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が、景観形成基準を満たすよう、自発的な対応に努める必要があります。

## 一般地域

行為類型	景観形成基準				
	区分	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区 市街地景観地区	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。	
		高さ	原則として15mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により15mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	原則として21mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により21mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		地域性	県が登録した地域の景観資産(※1)の周辺では、その特性と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。(やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	—	
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(※3)は用いず、原則として推奨色(※4)を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。		
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。
	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。		
		経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率(※5)20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率(※5)15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率(※5)10%以上の緑化に努めること。
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。		
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。		
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。		
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。		
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。	
			位置	主要な道路(※6)の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。(擁壁、柵、塀、自動販売機その他これに類するものを除く。)	
高さ			道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努めること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	
形態意匠		周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
色彩		推奨色	純色等(※3)は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く)		
素材		経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
敷地		緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。			
	自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。			
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないよう努めること。		
		緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努めること。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。		
		離れ(圧迫感)	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。		
鉢物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。		
		視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。		
	行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。		

※1～※6は「景観形成基準・注意書き」を参照

○いわて希望景観ガイドライン ※詳しい内容は、岩手県景観計画をご覧ください。(ホームページよりダウンロードできます。)

良好な景観の形成のため、景観形成基準を超え、更により良いものとする工夫や、より望まれる対応のあり方を、いわて希望景観ガイドラインとして定めます。良好な景観の形成を目指して、それぞれの行為が、このガイドラインに沿って行われるよう、全ての人が自発的な対応に努める必要があります。

# 岩手山麓・八幡平周辺重点地域の届出対象行為

重点地域 ※適用除外行為等の詳しい内容は、岩手県景観計画をご覧ください。(ホームページよりダウンロードできます。)

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ13m (2) 延べ床面積 10㎡
2 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
1 工作物の新設、増築、改築又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設、増築、改築又は移転	
① 煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ5m
② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの	
③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は築造面積10㎡
⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
⑥ 自動車車庫の用途に供する施設	
⑦ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
⑧ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5m
⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	高さ10m
⑫ 空中線系(その支持物を含む。)	
⑬ 自動販売機(山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。)	高さ1m
2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ1.5m (2) 面積300㎡
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ1.5m (2) 面積100㎡
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ1.5m (2) 面積300㎡
木竹の伐採	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 木竹の高さ10m (2) 伐採面積300㎡

# 景観法の主な制度の一覧



# 岩手山麓・八幡平周辺重点地域の景観形成基準

## 重点地域

行為類型	景観形成基準							
	区分	規制の視点	山岳景観保全地区	山麓景観形成地区	田園景観形成地区	沿道景観形成地区		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。		岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。			
		地形の保存	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。					
		壁面の後退	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。		主要な道路(※6)の境界から5m以上後退するよう努めること。		主要な道路(※6)の境界から3m以上後退するよう努めること。	
			隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間の確保に努めること。		道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。			
		高さ	原則として13mを超えないよう努めること。			原則として15mを超えないよう努めること。		原則として21mを超えないよう努めること。
	やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。							
	形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。					
		地域性	県が登録した地域の景観資産(※1)の周辺では、その景観資産と調和した形態意匠とするよう努めること。					
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。					
		屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。			原則として陸屋根を避けるよう努めること。 (やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)		
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(※3)は用いず、原則として推奨色(※4)を用いるよう努めること。 また、周辺の建築物と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。					
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。			やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。		
	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、自然素材等を活用するなど、周辺の景観との調和に努めること。					
		経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。					
		反射	屋根及び外壁等には、原則として周囲に反射する光沢素材を用いないこと。			屋根及び外壁等には、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率(※5)30%以上の緑化に努めること。			敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率(※5)20%以上の緑化に努めること。		
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。					
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。					
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。					
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。					
付属建物		車庫や物置等の付属物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。						
既存の改善		増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。						
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・規模・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。		岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。			
		地形の保存	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。					
		位置	主要な道路(※6)の境界から5m以上後退するよう努めること。ただし、次のものを除く。 (1)擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2)電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの(その支持物を含む。)、ただし、高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)以下のものに限る。					
		高さ	原則として高さは、13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう努めること。 ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。			周辺の景観を形成するスカイラインから突出しないよう努めること。		
	形態意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。					
	色彩	推奨色	純色等(※3)は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く。)					
	素材	経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。					
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。					
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 照明を設置する場合は、動光又は点滅を伴わないものとする。 (他法令等により設置が義務付けられているものは除く。)					
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。					
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大なりょう面及び擁壁が生じないよう努めること。					
		緑化	のり面は、できる限り緑化が可能なよう配し、周辺の植生と調和した緑化に努めること。					
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。					
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。					
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。					
鉢物の掘採又は土砂の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。					
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。					
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要 最小限の規模とするよう努めること。					
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。					
	行為後の措置	既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。					
		緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。					

※1～※6は「景観形成基準・注意書き」を参照

## ■ 景観形成基準・注意書き

注意：行為地において、市町村が景観の形成に関する基本方針等を定めている場合、その内容に適合するよう努めることが必要である。

- ※1. 地域の景観資産：地域の景観(眺望、まち並み又は建築物等)の資産として、県が登録したものをいう。
- ※2. 必要な措置：原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。
- ※3. 純色等：マンセル表色系(JIS Z 8721)において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。
- ※4. 推奨色：マンセル表色系(JIS Z 8721)において、次の範囲の色をいう。(右表)
- ※5. 緑化率：以下の方法で算定する。

色相	外 壁		屋	根
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)系	2.5以上 6.0未満	6.5以下	6.0未満	6.5以下
	2.0以上 2.5未満	1.5を超え 6.5以下		
YR(黄赤)系	3.0以上 7.0未満	6.5以下	7.0未満	6.5以下
	2.5以上 3.0未満	1.5を超え 6.5以下		
Y(黄)系	3.0以上 7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上 3.0未満	1.5を超え 6.0以下		
GY(黄緑)系	3.0以上 7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上 3.0未満	1.5を超え 5.5以下		
G(緑)系	2.5以上 6.5未満	5.0以下	6.5未満	5.0以下
	2.0以上 2.5未満	1.5を超え 5.0以下		
BG(青緑)系	2.5以上 6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上 2.5未満	1.5を超え 5.0以下		
B(青)系	2.5以上 5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上 2.5未満	1.5を超え 5.0以下		
PB(青紫)系	2.0以上 5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上 2.0未満	1.5を超え 5.5以下		
P(紫)系	2.0以上 5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上 2.0未満	1.5を超え 5.5以下		
RP(赤紫)系	2.5以上 5.5未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上 2.5未満	1.5を超え 6.0以下		
N(無彩色)	2.0以上 9.0未満	-	2.0以上 7.0未満	-

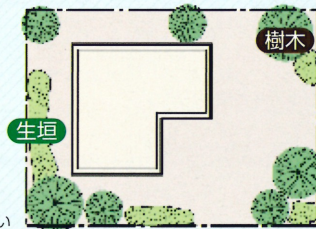
$$\text{緑化率(\%)} = \frac{\text{緑被面積(m}^2\text{)}}{\text{敷地面積(m}^2\text{)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$$

必要緑被面積の計算は、以下の方法で算定する。

- 1 都市計画区域内では、**(敷地面積) × (1 - 建ぺい率) × (景観形成基準で定める緑化率)** で算出する。  
(例) 市街地景観地区(敷地 1,000㎡、建ぺい率 50%の場合) 1,000 × (1-0.5) × 10% = 50㎡
- 2 都市計画区域外では、**(敷地面積) × (1 - 0.7) × (景観形成基準で定める緑化率)** で算出する。  
(例) 自然景観地区 1,000 × (1-0.7) × 20% = 60㎡

緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

- 1 樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは右表を用いて算出する。
- 2 生垣は、その延長に0.6mを乗じて算出する。  
(例) 生垣の延長 30mの場合  
30m × 0.6 = 18㎡ (緑被面積)



※芝生は緑被面積には含まない

樹木の高さ	緑被面積
1m以下の場合	0.5㎡
1mを超え 2m以下の場合	1.5㎡
2mを超え 3m以下の場合	3.5㎡
3mを超え 4m以下の場合	6.0㎡
4mを超え 5m以下の場合	10.5㎡
5mを超え 6m以下の場合	14.0㎡
6mを超える場合	19.5㎡

※6. 主要な道路：国県道をいう。

## ■ 届出手続き

